

公 告

多治見市駅北立体駐車場外壁面に広告を掲出する事業者の募集について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき公告する。

令和 7 年 11 月 1 日

多治見市長 高木 貴行

1 入札物件

(1) 事業名

駅北立体駐車場外壁面広告掲出事業

(2) 契約期間

令和 8 年 4 月 1 日(水)から令和 11 年 3 月 31 日(土)まで(3 年間)

広告設置等の準備期間及び期間満了に伴う原状回復に要する期間も契約期間に含む

(3) 広告掲出場所及び規格

駅北立体駐車場南側(JR 中央本線線路側)3 箇所

① 東側 - 1 箇所

② 中央 - 1 箇所

③ 西側 - 1 箇所

各場所において、大きさはそれぞれ高さ 5m×幅 5m に収まること

【場所詳細】



2 広告掲出の方法・仕様等

広告掲出は、メッシュ生地にプリントした広告を掲出場所外壁面にロープで縛りつけて固定する方法で行う。広告物の仕様は次のとおりとする。

- (1) 素材は厚手強化メッシュターポリン(防災仕様)とすること
- (2) 片面インクジェット出力により広告を印刷すること
- (3) 固定のための周囲ロープ縫い込み、裏面アオリ止め2箇所を施すこと
- (4) 広告のベースカラーとして使用するのは3色までとすること
- (5) 広告物完成後、市に提出を行うこと
- (6) 上記素材以外のものにより掲載を検討している場合、事前に市に協議を行うこと。
- (7) 暴風等により掲出中の横断幕を一時的に撤去した場合においても、広告料の返還は行わない。

3 広告を掲載する者の責務

- (1) 広告物の作成は広告を掲載する者の負担により行うこと。
- (2) 広告の掲出は、多治見市広告掲載取扱要綱、多治見市市営駐車場に掲載する広告に関する要綱の基準に適合するものとし、後者の要綱中「広告掲載申請書」(別記様式第1号)に広告原案を添えて市に提出し、承認を得ること。
- (3) 多治見市屋外広告物条例(平成21年6月29日条例第21号)を遵守し、広告物を掲出する際には必ず都市政策課による屋外広告物許可を受けること。なお、申請にかかる費用は広告取扱業者の負担とする。

4 入札参加資格

- (1) 令和7～9年度多治見市入札参加資格者名簿に登録がある場合、入札公告の日から落札決定までの間において、多治見市指名停止措置要領(平成2年7月31日告示第45号)に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (2) 令和7～9年度多治見市入札参加資格者名簿に登録がない場合、入札公告の日から落札決定までの間において、多治見市指名停止措置要領(平成2年7月31日告示第45号)別表第2第1号から第5号までに該当する事由で、他市町村において指名停止又はこれに準ずる措置を受けていないこと。
- (3) 国税及び市税の未納がないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当する者。

イ 過去2年以内に地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定に該当した者。

5 入札参加申込みの受付

- (1) 申込方法

ア 郵送で申し込む場合

(ア) 申込受付期間

令和7年11月1日(土)から11月22日(土)消印分まで

(イ) 送付先

〒507-8703 多治見市日ノ出町2丁目15番地

多治見市企画部商工観光課宛

(ウ) 注意事項

郵送による申込の場合は、必要書類を封筒に入れ、封筒表側には「入札参加申込書等在中」と朱書きするとともに、申込者名を記載し書留、簡易書留又はレターパックプラスにより送付すること。

イ 持参する場合

(ア) 申込受付期間

令和7年11月4日(月)から11月21日(金)まで

土日祝日を除く午前8時30分から午後5時まで

(イ) 提出先

〒507-8703 多治見市日ノ出町2丁目15番地

本庁舎1F 商工観光課窓口

(2) 提出書類

ア 広告掲載に係る一般競争入札参加申請書(第1号様式)

イ 国税及び市税の未納がないことの証明書又はその写し

(発行から3か月以内のもの)

(ア) 国税について

税務署が発行する消費税及び地方消費税の未納がないことの証明書

(イ) 市区町村税について

営業所所在地の市区町村が発行する市区町村税の未納がないことの証明書

ウ 法人又は個人に関する証明書又はその写し

(ア) 法人の場合

商業・法人登記現在又は履歴事項全部証明書

(イ) 個人の場合

個人の代表者の本籍を置く市区町村で発行される身分(身元)証明書

(3) 決定の通知

入札参加申込審査の結果、入札参加の可否について一般競争入札参加決定/不決定通知書(第2号様式)により申込者に書面で通知する。

(4) その他

ア 電話、ファックス及びインターネットによる受付は行わない。

イ 提出された書類は原則として返却をしない。

ウ 令和7～9年度多治見市競争入札参加資格者名簿に登録のある業者については、本公告中5-(2)-イ及びウで示した各書類の提出は省略可とする。

6 入札による広告取扱業者の決定(郵便入札)

(1) 入札書受付開始日時 令和7年11月26日(水) 午前9時から

(2) 入札書受付終了日時 令和7年12月4日(木) 午後5時まで

(3) 開札日時 令和7年12月5日(金) 午前9時

(4) 入札の方法

本公告中1-(4)で示した広告掲載場所それぞれの場所につき、個別の入札を3件行う。入札参加者は1者につき、それぞれの広告掲載場所についての入札書を各1通提出することができる。(3箇所広告掲載を希望する者は入札書を3通提出することとなる)

(5) 入札書に記入する金額

入札書1通あたり、本公告中1-(4)で示した広告掲載場所1箇所について、1か月あたりの広告料を記入すること

(6) 提出書類 入札書(封筒に封入したもの)

入札書が2通以上となる場合は、同じ封筒にすべての入札書を封入すること

ア 郵送する場合

(ア) 送付先

〒507-8703 多治見市日ノ出町2丁目15番地 多治見市経済部商工観光課宛

(イ) 注意事項

郵送による場合は、封緘した入札書を封筒に入れ、封筒表側には「入札書在中」と朱書きするとともに、申込者名を記載し書留、簡易書留又はレターパックプラスにより送付すること。

イ 持参する場合

(ア) 受付時間

土日祝日を除く午前8時30分から午後5時まで

(イ) 提出先

〒507-8703 多治見市日ノ出町2丁目15番地

本庁舎1F 多治見市経済部商工観光課 企業支援グループ

(7) 入札最低価格

1箇所あたり月額15万円(消費税及び地方消費税額を含む・各掲載場所共通)

(8) 取扱業者の決定

入札最低価格以上の額で最も入札価格の高い者を取扱業者として決定する。なお、最高価格の入札が2者以上ある場合は、多治見市郵便入札実施要領第9条に規定するくじにより決定する。

8 保証金に関する事項

(1) 入札保証金

多治見市契約規則(昭和39年4月1日規則第6号)第11条第3号の規定により入札保証金の納付は免除する。

(2) 契約保証金

多治見市契約規則(昭和39年4月1日規則第6号)第30条第4号の規定により契約保証金の納付は免除する。

9 入札に係る注意事項

(1) 入札は、所定の入札書を使用すること。

- (2) 入札書には、ボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入し、鮮明に押印すること。鉛筆及びシャープペンシルは使用しないこと。
- (3) 入札書には消費税込みの金額を記載すること。(落札者は入札価格がそのまま契約金額となる)
- (4) 脱字又は誤字を加除訂正した場合には、その箇所又は付近に押印すること。なお、金額の訂正はできない。
- (5) 入札金額はアラビア数字を使用し、円未満の端数は記入しないこと。
- (6) 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (7) 前各号に違反する入札及び次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - ア 広告取扱業者選定に係る一般競争入札参加申請書を提出していない者のした入札。
 - イ 入札参加者の資格を有しない者のした入札。
 - ウ 入札に際して談合等による不正行為があった入札。
 - エ 同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札。
 - オ 入札書の入札金額及び氏名(法人にあっては名称及び代表者名)の確認し難いもの、その他主要な事項が確認できないもの。
 - カ 入札書の金額が入札最低価格に達しないもの。
 - キ 虚偽の事実を記載した者のした入札。
 - ク 担当職員の指示に従わなかった者の入札。
 - ケ 記名、押印のない入札書による入札。
- (8) 入札申込者が1者の場合も入札を実施する。
- (9) 入札申込者数の事前公表は行わない。
- (10) 行政財産目的外使用料は広告料に含む。

10 入札の中止

不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止又は入札期日を延期することがある。

11 契約書の作成の要否 要

12 暴力団の排除について

(1) 契約の締結

入札公告の日から契約締結の日までの期間において、「多治見市暴力団排除条例」（平成 24 年 9 月 28 日条例第 26 号）又は「多治見市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」（平成 22 年 11 月 8 日告示第 200 号）（以下「排除条例等」という。）に基づく排除措置を受けた場合は、原則として契約を締結しないものとする。

(1) 損害の賠償

暴力団等の排除措置により生ずる損害の賠償について、排除条例等に基づく排除措置を受けた場合は、解除条項に基づき損害賠償を請求することがある。

(2) 妨害又は不当要求に対する報告義務及び届出義務

契約の履行にあたり妨害又は不当要求を受けた場合は、速やかに多治見市への報告をするとともに警察への被害届の提出をしなければならない。これらを怠った場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講じることがある。

13 広告料の納入方法

市が発行する納入通知書で指定された日までに納入すること。

14 問い合わせ先

〒507-8703

住所 多治見市日ノ出町 2 丁目 15 番地

多治見市経済部商工観光課 企業支援グループ

電話 0572-22-1429 / FAX 0572-25-1289